

# 船舶事故調査報告書

平成22年7月1日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 山本 哲 也

委員 根本 美 奈

|   |  |
|---|--|
| 事故種類  | 衝突   |
| 発生日時  | 平成21年4月2日 18時15分ごろ   |
| 発生場所  | 熊本県上天草市大道港東防波堤灯台から真方位243° 1,650m付近<br>(概位 北緯32° 22.50′ 東経130° 20.25′)  |
| 事故調査の経過   | 平成21年4月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。<br>原因関係者から意見聴取を行った。  |
| 事実情報<br>船種船名、総トン数<br>船舶番号、船舶所有者等<br>L×B×D、船質<br>機関、出力、進水等 | A 交通船 宝栄丸、6.6トン<br>293-16052熊本、個人所有<br>11.98m(Lr)×2.73m×0.83m、FRP<br>ディーゼル機関、367.75kW、昭和59年3月<br>B 瀬渡船 あかつき3号、3.5トン<br>293-4755熊本、個人所有<br>11.58m(Lr)×2.39m×0.83m、FRP<br>ディーゼル機関、209.62kW、昭和51年12月  |
| 乗組員等に関する情報  | A 船長 男性 56歳<br>一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定<br>免許登録日 昭和49年8月22日<br>免許証交付日 平成20年11月4日<br>(平成26年3月22日まで有効)<br>B 船長 男性 40歳<br>二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定<br>免許登録日 平成5年6月17日<br>免許証交付日 平成20年4月25日<br>(平成25年6月16日まで有効)                                  |
| 死傷者等  | 負傷 1人（船長A）   |
| 損傷  | A 操舵室倒壊、右舷外板破口<br>B 船首及び船底擦過傷、船首ハンドレール曲損   |
| 事故の経過   | A船は、いわゆる海上タクシーで、船長A1人が乗り組み、天草市御所浦港本郷北防波堤灯台から023°（真方位、以下同じ。）1,800m付近で、針路を約345°に定め、約10ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で航行中、船長Aが、いすに腰掛けて手動操舵で、船首方ばかり見ていたことから右舷側から接近するB船に気付かなかった。<br>A船は、同一針路、同一速力のまま航行し、平成21年4月2日（木）18時15分ごろ、御所浦島北方沖において、A船の右舷後部と、B船の |

|           |  |         |    |           |    |          |    |           |  |
|-----------|--|---------|----|-----------|----|----------|----|-----------|--|
|           | <p>船首とが衝突し、船長Aが転倒して右額裂創等を負った。</p> <p>B船は、18時10分ごろ、船長B1人が乗り組み、大道港東防波堤灯台から243°100m付近で、針路を牧島と楠森島との間に向く約243°に定めて航行中、船長Bは、増速しながら、いすに腰掛けて手動操舵により航行した。</p> <p>船長Bが、18時13分ごろ速力を約20knに定めたとき、携帯電話がかかり、常連客と予約について話を始めたので、左舷側から接近するA船に気付かなかった。B船は、同一針路、同一速力のまま航行し、A船と衝突した。</p>   |         |    |           |    |          |    |           |  |
| 気象・海象     | <p>気象：天気 晴れ、風向 南、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：波高 約0.5m</p>   |         |    |           |    |          |    |           |  |
| その他の事項    | <p>A船とB船はレーダーを装備していたが、天気が良かったことから、両船ともスイッチを切っていた。</p>  |         |    |           |    |          |    |           |  |
| 分析        | <table border="1"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td> <p>A船が北進中、B船が西進中、御所浦島北方沖において、互いに相手船の接近に気付かなかったため、衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、船首方のみ見ていたため、B船の接近に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>船長Bは、携帯電話での会話に注意を向けていたため、A船の接近に気付かなかったものと考えられる。</p> </td> </tr> </table> | 乗組員等の関与 | あり | 船体・機関等の関与 | なし | 気象・海象の関与 | なし | 判明した事項の解析 | <p>A船が北進中、B船が西進中、御所浦島北方沖において、互いに相手船の接近に気付かなかったため、衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、船首方のみ見ていたため、B船の接近に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>船長Bは、携帯電話での会話に注意を向けていたため、A船の接近に気付かなかったものと考えられる。</p> |
| 乗組員等の関与   | あり   |         |    |           |    |          |    |           |  |
| 船体・機関等の関与 | なし   |         |    |           |    |          |    |           |  |
| 気象・海象の関与  | なし   |         |    |           |    |          |    |           |  |
| 判明した事項の解析 | <p>A船が北進中、B船が西進中、御所浦島北方沖において、互いに相手船の接近に気付かなかったため、衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、船首方のみ見ていたため、B船の接近に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>船長Bは、携帯電話での会話に注意を向けていたため、A船の接近に気付かなかったものと考えられる。</p>   |         |    |           |    |          |    |           |  |
| 原因        | <p>本事故は、御所浦島北方沖において、A船が北進中、B船が西進中、船長Aが船首方のみを見て、B船の接近に気付かず、また、船長Bが携帯電話の会話に注意を向けていて、A船の接近に気付かなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>  |         |    |           |    |          |    |           |  |